# 個別避難計画作成モデル事業(概要)

令和4年度においても、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、引き続き、 モデル事業を実施。

### く内容>

### 1 モデル事業の実施(効果的・効率的なモデルの創出、展開)

モデル事業は、②市町村が実施する「市町村事業」(特別区も市町村事業の対象となる。)、⑥都道府県が市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。 ・各市町村においては、当該市町村内の広い地域への取組の展開や、ノウハウの収集が必要な課題解決に向けた取組に係るモデルを構築すること目指す。

- ・各都道府県においては、当該都道府県の管内の全ての市町村で個別避難計画作成が進む取組
- 2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

全国の市町村・都道府県の間において、定期的に②、⑥の取組状況を共有する場や、お互いに相談 できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

3 成果の普及(ポータルサイトを通じた周知、成果発表会の開催、報告書(事例集)の作成など)

本業務で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書(事例集)等により、 全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

#### 管内の市町村の成果等を共有する場を設け、意見交換して改善し、横展開す ることなどに取り組む都道府県を公募。※都道府県事業単独でのモデル事業の 実施も可とする。

<1-②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

取組における次の段階の課題への対応に取り組む市町村を公募。

各都道府県を通じて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する避難行

動要支援者について5年程度で作成するプロセスの構築を図り、これを踏まえ た取組を市町村内の広い地域で取組を展開するなど、個別避難計画の作成の

## <1-①モデル事業応募の要件>

- 〇都道府県事業
  - ・令和4年度末までに管内の全ての市町村が個別避難計画の作成に着手する ことを目指した取組であること
- ・都道府県の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること
- ・都道府県による管内市町村の進捗管理、定期的な報告や共有の場を設置すること
- 〇市町村事業
  - ・市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること ・地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること
  - ・個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロ セスを構築する取組であること
  - ・個別避難計画を実際に作成し、訓練など実効性の確保に取り組むこと
  - これまでにモデル地区などで先行的に実施した取組を市町村内の広い地域で展開すること ・作成の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成に令和3年度から5年間で
- くスケジュール>

取り組むこと

日 程	内 容
4月18日から5月16日まで	公募期間(提案書の提出)
5月17日から6月3日まで	審査·選定
7月から	ノウハウ共有ミーティング(仮)等開催
6月から翌3月まで	事業実施期間
3月	成果発表会(仮)開催

## 応募の必須要件に加え、期待される取組

(都道府県事業)

a 市町村事業

⑥都道府県事業

- キーパーソン(首長、部局長、課室長等)への働きかけに関するもの 〇 伴走支援に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 横展開に関するもの
- 大学等の有識者等との連携に関するもの
- その他の効率的・効果的に個別避難計画を作成する工夫に関するもの
- (市町村事業) ○ 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 〇 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの ○ 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に
- 関するもの
- 大学等の有識者等との連携に関するもの ○ 避難訓練や更新等を実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性
- を確保するもの
- ケアマネ事業所等のBCPとの連携に関するもの
- 施設入所者が在宅に移る場合の施設と市町村の連携に関するもの 〇 デジタル技術の活用に関するもの
- その他の効率的・効果的に個別避難計画の作成に関するもの